

## 処 分 基 準

B - a - 36  
平成30年10月 5 日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第4項第1号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第35条の4第3項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準： 別紙1「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示及び措置命令の基準」のとおり
問 合 せ 先：愛知県警察本部生活安全部保安課行政処分係 (電話052-951-1611 内線3188)
備 考：